慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 穂積博士の隠居論を読む（其の四） |
| Sub Title | |
| Author | 福田, 徳三 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1915 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.9 (1915. 9) ,p.959(1)- 975(17) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

東京
米穀
商品
取引所仲買

日本橋區蠣殻町一丁目二番地

有松尚龍商店

電話浪花二五四三番
電話浪花二五四四番
電話浪花二五四五番
電話浪花二五四六番
電話浪花一〇八九番

期米賣買確實迅速に御取扱申上
候間御注文奉願候

資本金一千萬圓

日本橋區小網町鎧橋通り
電話浪花（五〇、二七〇
（二七一、二七二

豐國銀行

淺草雷門前　淺草支店
淺草吉野町　吉野町支店
本郷四丁目　本郷支店
芝三田通り　三田支店
神田連雀町　神田支店
京橋際　京橋支店
濱松市　濱松支店
千葉縣銚子　銚子支店
新潟市　新潟支店

頭取　末延道成
專務取締役　坂田實
取締役兼支配人　遠山市郎兵衛
相談役　豐川良平

# 三田學會雜誌　第九卷第九號

論說

## 穗積博士の隱居論を讀む（其の四）

福田德三

目次

九『グルンドヘルシアフト』と隱居制度
九『グルンドヘルシアフト』と隱居制度
今日獨逸農民の間に普及せる隱居の制度は無數の名稱を以て知らるゝ即ち予の寓目したる所にても Altenteil Abstandsvertrag ; Ausgedinge ; Austrag ; Auszug ; Gutsüber-

tragung ; Gutsübergabe ; Gutsüberlassung ; Gutsabtretung ; Leibgedinge ; Leibzucht 等の語ありて何れも同一事を指稱せり。斯く名稱の多きは其行はるゝこと既に久しきことゝ其普及の度の大なることを證するものと云ふも不可なし。獨逸社會政策學會に於て故エルウィン・ナッセ教授を主任として全國に渉りて調査したる結果を集大成する所の『獨逸農民狀態』Bäuerliche Zustände in Deutschland (1883) 三卷は其普及の狀態を各地方に就て詳細に記述せり（同論叢第二十二冊至二十四冊）

バイエルンに就てはフイツク氏の『バイエルン國農民相續制度論』あり、又たブレンタノ先生に『舊新封建制度』（全集第一卷）あり、又た前に引く所『獨逸帝國相續法及土地所有分配篇』三冊も亦豐富なる材料を載せたり。されば吾人は獨逸の隱居制度に就て少くとも其經濟上の方面を考ふるには甚だ安全なる基礎の上に立つものなり。予は隱居論の著者が此一事を殆んど度外視して單純なる隱居起源勞力說を以て甘んずるを憾むこと切ならざるを得ず。而して予の管見を以てすれば獨逸農民の隱居制度は我邦武士の隱居制度を考ふるに付ても亦若干取つて參照す可きものあるが如し。予は唯右揭ぐる所の諸書とブレンタノ、ミアスコヴスキー兩先生の著書論文等を見たるに止るものなれば或は甚しき誤謬に陷り居るやも斗られずと雖も、與へられたる材料に對し何等先入の見を挾むことなく反覆熟考するに、獨逸農民の隱居制度は之を經濟上より觀察すれば武士の其れに於ける如く其の Unfreiheit に源を發するものにして隱居論の著者の所謂優老の意味を含むこと甚だ少きものゝ如くなり。他の語を以て云へば隱居制度は隱居者の利益の爲めに起りしにあらず隱居者は隱居制度による被優遇者にあらず、寧ろ反對に隱居制度は für Austrägler ならず gegen Austrägler に設定せられたるものにして、經濟上之れより利益を享くるものは隱居者にあらずして主として隱居者の Grundherr 又は Gutsherr なりし。假りに一步を讓りて著者の隱居起源勞力說を取るとするも勞力に堪へざるものを退隱せしむるによりて著者の隱居起源勞力說を取るとするも勞力に堪へざる貢として納るゝ領主なり、領主は老衰無能の農夫を退け壯年有爲の後繼者をして之に代らしめて其土地の Leistungsfähigkeit ; Prästationsfähigkeit を維持するの必要を感ずること大なり。此必要は即ち先づ unfreie hörige Bauern に對して隱居の習俗を强制してまでも行はれしめたりしなり。要言すれば隱居制度を起したる事情は Unfreiheit

にして其起り得る經濟上の組織は Grundherrschaft 又は Gutsherrschaft 而して之を必要とする經濟上の理由は納稅力の維持是なりしなり。其間宗教の感化も優老の情緒も之を見出すの餘地を存せざるが如し。ミアコヴスキー氏故に曰く

Das Hauptmotiv für den von der Gutsherrschaft begünstigten Abschluss der Gutsüber-tragungsverträge in bäuerlichen Kreisen bestand früher in dem Interesse der Gutsherrschaft an der Leistungsfähigkeit des Bauern.　前揭書第二編百六十三頁

而して予を以て見るに我邦武士の階級に隱居制度に就ても亦同樣の觀察を經濟上より下し得可きが如し。即ち武士の隱居の行はるゝ事情は（家族維持、家督の承繼は第二次的若くは無關係にして）主從關係の嚴重なりしこと是れにして而して經濟上の理由は武士の Prästationsfähigkeit を維持すること之なりしにはあらざるか。

プレンタノ先生曰く

Wir kennen im Mittelalter zweierlei Arten von Unfreiheit; die des Lehnsträgers und die des hörigen Bauern. Auch durch die Uebernahme eines Lehns wurde der Belehnte der Mann des Lehnsherrn. Er unterschied sich von den Hörigen nur durch die Natur der zu leistenden Dienste, wo dieser knechtische, leistete jener ritterliche Dieuste.　『領法と土地所有』伯林千八百九十五年第二十一頁

歐洲殊に獨逸に於ては武士も農民も其に完全なる自由人格の主體に非ず領主に從屬することによりて社會上經濟上の存在を保ち得るに過ぎず而して武士と農民との異る所は武士は ritterliche Dienste を農民は knechtische Dienste を其々領主に奉獻することこれのみ之を經濟上の意味に於て言へば隱居制度は財產維持の一方法にして一定の財產——主として不動產——が或は知行或は Bauerngut として常に一定の狀態を維持し得んが爲めに之を老衰者無能力者の管理に委ねることを爲さず有爲有能の壯年者の手に置く所の一方法たり。否必ずしも其人の有無能を問はずとも少くとも不分割的に維持するの必要は生前讓渡によりて充たさるゝものなり。予が爾く考ふる所以は獨逸固有の相續法により且つ諸子均分法行はるゝ所にありては、隱居の制は主として單に老衰者に代ゆるに少壯者を以てする必要に基くに反し Naturalteilung の行はれざる所にては所有地の不分割相續を出來る丈け確實ならしむるが爲め隱居の事多く行はるゝに基く。ミアスコヴスキー氏說て曰く

Das Hauptmtiv..... besteht gegenwärtig in der Ruhebedürftigkeit der sich der schweren bäuerlihen Arbeit nicht mehr gewachsen fühlenden Eltern. Dieses Motiv ist zugleich heutzutage dort das einzige, wo die Gutsübergabe sich zugleich ausnahmsweise mit eine Verteilung des Bauerngguts unter mehrere Kinder verbindet. Dagegen trat zu diesem Motiv in Ländern, in denen das gemeine oder ein demselben nachgebildetes Intestaterbrecut gilt, aber gleichwohl eine Naturalteilung des Guts unter mehrere Erben nicht stattfindet, gewöhnlich nocrh ein anderes hinzu; nämlich der Wunsch, bereits bei Lebzeiten die ungeteilte Erhaltung des Guts in der Familie sicher zu stellen. Ja dieses Motiv führt bisweilen sogar allein schon zur Uebergabe des Guts.

前揭同上頁

氏は又た隱居制度の起源を論じて次の如く述べ居る。

Altenteilsverträge kommen schon im Mittelalter vor. Sie scheinen aus dem Gutsunter tänigkeitsverhältnis und dem Bestrben des Gutsherrn: die Bauenchöfe "prästationsfähig" zu erhalten, erwachsen zu sein..... Die ausschliessliche Rücksicht auf das Gedeihen des Baulern hofs, das ja die Auspanning der vollen Kraft eines leistungsfähigen Mannes voraussetzt, führte dann auch unter freieren Besitzverhältnissen zu einem ähnlichen Resultat. ヨンラッド辭典第三版第一卷第四百

十六頁

予はミ氏の此二ヶ條の解說を其儘に受け納れんと欲するものなり。即ち穗積博士の勞力說は今日の現在に就て而して寧ろ除外例たる土地分割(諸子均分又は其他遺言相續による)の行はるゝ場合に就て隱居制度の持續(起源に非ず)せらるゝ所以を說明するには甚だ有力なりと雖も、抑も獨逸の農民間に隱居の制度起り而して其制度が主として不分割を原則とする農民田 Bauerngut に就て普及したる所以は之によりて說明せられず。反對に領主の利益の爲めにする不動財產の不分割的貢租力の維持と云ふことが最も有力に隱居制度の發生を促し而して之を普及せしめ、今日に至りても不分割讓渡の實を擧ぐるが爲めに此隱居制度は存續するなり。換言すれば隱居の制度は Bauer 其人の爲めに非ず Bauernhof の爲めに必要とせられたるなり。ブレンタノ氏曰く

Die Verschuldung des übernehmenden Erben infolge des Erbganges entstand damals nicht bloss aus seinen Zahlungsverpflichtungen an seine Miterben, sondern noch mehr aus denen an

seinen Grundherrn, und diese Zahlungsverpflichtungen waren die Ursachen weiterer noch heute bestehender Eigentümlichkeiten der bäuerlichen Erbfolge.『舊新封建制度』『千八百九十九年第四百二十九頁』

隱居制度は此の Eigentümlichkeit の一なり而して他の一は相續者をして可成財産ー動産ーを有する妻を迎くしむ可く領主が干渉したること之なり氏曰く

.....damals wie heute für die Auswahl des übernehmenden Erben insonderheit der Gesichtspunkt massgebend war, welches Kind den Miterben die grösste Abfindung zu bieten vermöge. Die weitere Folge war, dass derjenige oder diejenige, der oder die auf die Uebernahme des Hofes hoffte, vor allem darauf bedacht war, eivne reiche Partie zu heiraten.....

Daraus erklärt es sich ferner, wenn in einem der Berichte der Erbrechtsenquête von 1894 es als alte Sitte des bayrischen Bauers bezeichnet wird, dass er heirate ohne Ausehung der Person, lediglich mit Rücksicht auf die Grösse des Heisatsguts. Wer nämlich das grösste Gut erheiratete, war den mannigfachen Landemienausprüchern Miterben die grösste Abfindung zu zahlen, sondern auch nicht nur im stand wie heute, seinen

zu genügen. Der Grundherr und seine Beamten suchten daher anf jede weise zu fördern, dass

der Gutsübernehmer reich heirate　同上頁

領主と其役人とは全力を盡して其領内の農民にして父の田地を相續するものは富める婦人と結婚することを奬勵したるは『ラウデミウム』を多く上納せしめんが爲めなり。

ロットマー侯は其役人に訓示して曰く『予が臣民は甚だ賢き結婚を成す、即ち彼等は Schönheit, Jugend, Tugend を目的とせずして唯だ金錢を目的として結婚す。是れ國に對し、予に對し、予の書記に對し否予の諸役員に對し甚だ有利なることなり。金錢を有する老婦人を娶るものは其妻彼に先ちて死すること多き故再婚の機會多く從て予に上納する『ラウデミウム』の度數多し。若き夫老たる妻と配しては子を產む數少し、從てabfindenするを要する兄弟少き譯にして、上納に事欠かず云々(大意を採る)。同上頁脚註

而して此くの如き reiche Heirat を爲し得るものは自ら土地を有するものならざる可からず、然るに父の存生中土地を相續すること能はざるときは此の希はしき結婚は行はれず、乃ち隱居の制ありて其事を可能ならしむるなり。是れ獨逸農民隱

居の制は子が結婚し得る爲めにも甚だ必要とせらるゝ所以なり。此事は法律書にも散見するが如し但し此く前後の關係を明かにしたるものは予未だ之を見ず　隱居の制は毫も優老の意を含まざることは領主は隱居料の多きを好まず屢々之に干渉制限を加へたるに徵して知る可し即ちブレンタノ先生曰く

Allein so geneigt der Grundherr war, reiche Heiraten seiner Grundholden zu fördern, so ungern sah er, wenn den Austräglern entsprechende Austräge zugesiehert und den weichenden Erben ihre vollen Anteile hinaus gezahlt wurden. Die grundherrlichen Beamten werden deran angewiesen, Uebergaben, in denen entsprechende Austräge ausbedungen wurden, nicht zu gestatten, da eine deratige Beschwerung des Guts den Interessen des Grundherrn abträglich sei; da der grundherrliche Beamte den Uebergabsvertrag für den Bauern abfasste, war es ihm leicht, dieser Anweisung zu genügen; wir lesen schon damals von Zwistigkeiten zwischen Austrägern und Uebernehmern genau so wie heute.[四一一—二一頁]

かくして玆に二の結果生ず(一)隱居料の甚だ少きこと(二)兄弟分割動産の甚だ少きこと而して兩者共に grundherrliche Verfassung より起るなり"否シャンツ"の說によれば Fick, Die bäuerliche Erbfolge. Stuttgart 1895. S. 293 長子相續の風俗の普及するに至れるも亦同一の起源に基くと云ふ"其次第は末子相續に比すれば長子相續は相續の機會を多くし從て『ラウデミウム』上納の機會亦多きによる"ブレンタノ先生は auch das Ineresse des Grundherrn habe dazu geführt, das Majorat vor dem Minorat zu begünstigen と云へり"之を要するにブ氏が『當時の相續制度は今日の相續制度と寸毫も異るなく決して家族的精神に基きて起りしものなり』（向上四三九頁と云ひしもの全く當を得たりと云はざる可からず"而して隱居制度は此相續制度の Correlat なり"此相續制度と關聯して考察せざれば"獨逸農民隱居の經濟上の性質は到底之を解明するに由なきなり"

抑も獨逸に於ける田地の相續制度は一子相續を固有の制とするや諸子均分を固有の制とするやは學者の說必ずしも一致せず"嘗てブット・ギーアケ先生とブレンタノ先生とは此問題に就て激しく論爭せられたり"ブ氏は主としてバイエルン國に於ける實際狀態の研究に基きて諸子均分が固有の獨逸相續制度なりと主張しギ氏は其論を駁して一子相續が本來固有の

制度なりしも羅馬法の承繼以後漸く諸子分割の事起れりと答へたり。予は今此問題に容喙する資格を寸毫も有せず、唯だ安全に信じ得る事は一子相續殊に Anerbenrecht は封建制度の必要に尤も能く合したること是なり。此意味に於て Anerbenrecht は隱居制度と同一の根源より生じたりと考ふるの妥當なるを覺ゆ。一子相續が獨逸固有の相續法なりと云ふの意は決して Anerbenrecht其ものゝ意なる可からず。何となれば古代に於ける經濟單位は個人にあらずして家なり農民田は家の財産なり家の分割せざる限り家産も亦分割せず一體として承繼せらる、家長は家の代表者として之を管理するのみ決して家産を其 persönliche Habe とするにあらず。此意味に於ては分割相續無しとのギーアケ先生の說は動かす可からず。而も之を以て直ちに封建時代の Majorat; Minorat と同じ意味の一子相續とす可きにあらず、封建時代に於ては家産の不分割は人爲的に强行せられたりと雖も家屬共産體 Hausgemeinschaft の意味に於ける家は最早存せず存するものも漸くにして崩壞しつゝあり。されば相續者は家屬共産體に於ける家長の地位に立つものにあらずして全體に代り全體を代表する管理者として相續するにあらず、主として領主に對する義務の負擔者として、予は更らに之を釋いて云はんとす。兄弟を疏外して一人の子のみが田地に關する一切の權利義務を承繼することは是なりと。此意味に於ける一人相續法（假りに惣領法と名く）は決して家族制度維持の必要に基くにあらず、經濟上より云へば耕地單位の縮少を防ぐことを思はざる可からず——而して領主より云へば農民の納稅力を維持することの必要より起りしなり。若し家屬共産體が依然存在せしならんには如此人爲の制度は寸毫も必要ならず從つて發生の餘地なき譯なり。家が社會上經濟上分解し諸子各獨立の家計を立つること一般となりしが爲めに特に斯くの如き人爲の制度を以て封建領主の不便とする所の分割丈けは之を防止したるなり。耕地單位の分解は必ずしも所有單位の分割と同意義ならざる場合には農民の立場よりし



者として其義務を荷ふ所の田地を專屬的に個人的に承繼するなり。是れ即ち Anerbe の Anerbe たる所以なり。故に詳しく云へば Uebernahme des Guts durch einen Erben は Anerbenfolge にあらず。ブレンタノ先生 Anerbenrecht を定義して曰く dea Recht, das einem bestimmten Kinde einen klagbaren Anspruch anf alleinige uebernahme des bäuerlichen Anwesens gibt. （前揭書四百四十九頁）と、予は更らに之を釋いて云はんとす。兄弟を疏外して一人の子のみが田地に關する一切の權利義務を承繼することは是なりと。此意味に於ける一人相續法（假りに惣領法と名く）は決して家族制度維持の必要に基くにあらず、經濟上より云へば耕地單位の縮少を防ぐことを思はざる可からず——而して領主より云へば農民の納稅力を維持することの必要より起りしなり。若し家屬共産體が依然存在せしならんには如此人爲の制度は寸毫も必要ならず從つて發生の餘地なき譯なり。家が社會上經濟上分解し諸子各獨立の家計を立つること一般となりしが爲めに特に斯くの如き人爲の制度を以て封建領主の不便とする所の分割丈けは之を防止したるなり。耕地單位の分解は必ずしも所有單位の分割と同意義ならざる場合には農民の立場よりし

ては毫も惣領法を要せず。パイエルン國の現狀は最も有力に此理を證明すパイエルンには嚴密の意味に於ける Anerbenrecht は存せず而も耕地單位の分割は其存する所よりも決して多からざるなり。乃ち知る可し、惣領法は必竟するに封建領主が其課稅物體の現狀維持の利益を眼目とするものなるを。從て惣領法と隱居制度とは同一根源より出で同一の作用を盡くす不可離因緣を有するものなり。而して隱居制度能く行はるゝ處惣領法は必要ならず、惣領法行はるゝ所隱居制度は寧ろ長物視せらるゝことは復た多言を要せず。惣領法の行はれて隱居制度のまた存する所元より甚だ多し、而も此場合は穗積博士の勞力說が主として主張せられ得き場合にして隱居制度本來の存在の理由は之なきなり。其然る所以は別に解說を要せざる可しと雖も讀者の諒解を容易ならしめんが爲め一言蛇足を添ふ可し。惣領法によりて或る法定の相續者定りあり父の死後 ab intestato に田地は不分割分として其相續者の手に承繼せらる可きこと明なれば、課稅客體維持の目的は既に達せられあるものにして、父の生前に於て別に隱居を强ゆるの必要なし。之に反し惣領法存せざるときはパイエルンに於ける如く事實上 Uebernahme durch einen Erben 行はる可しとするも weichende Geschwister に對する Abfindung 支拂の必要上其 Anwesen は或は分割せられ或は一部分賣却せらるゝなきを保せず、況んや此習慣なき所に於て殊に諸子分割——殊に又均分——の地方にては其 Anwesen は全く舊態を止めざるに至る可し。是れ領主の甚だ不利とする所なり。乃ち生前讓渡によりて其分割せられざるを確保す可く父に隱居を爲さしめ隱居料契約を領主の監督——否多くは其役人の手によりて——の下に作成せしめて以て課稅客體の分散を防ぐの必要起るなり。故にミアスコヴスキー氏曰く

Je mehrdas Anerbenrecht vor dem allgemeinen Erbrecht ins Weichen kommt, desto grössere Bedeutung erlangen die Gutsübertragungsverträge　前揭書第百六十五頁

と。此理は之を英國と對照するによりて更らに一層明瞭となる可し。英國に於ては由來農民田に關しては惣領法一般に行はる、故に獨逸に斯くまで普及したる隱居の制度は英國農民間に毫も之を見ざるなり。英國の小農——自作農——の滅亡は主として其惣領法の作用にして自由貿易の結果にあらざることは所謂農政學者を除くの外は一樣に認承する所なり。若し英國にして獨逸及佛國の如く隱居制度

を以て惣領法に代へたりしならば今日の如き極端なる土地衆併は行はれずして濟みたるならん。同じく封建領主の必要を充たす爲め課せられたる制度ながら、隱居の制度は惣領法に比すれば弊害遙かに少し。其然る所以は隱居の制度は惣領法に比すれば經濟上の實際に遙かに適すればなり。同じく獨逸にても惣領法の行はるゝ所は隱居の制普及すること其行はれざる所に比すれば遙かに少し。惣領法と隱居制と並び行はるゝ地方は左の如し

Mecklenburg-Schwerin ; Schleswig-Hollstein ; Hannover ; Oldenburg ; Waldeck ; Altenburg ; Schwarwald ;

惣領法行はれず隱居制度の普く行はるゝ地方は左の如し

Königreich Sachsen （一八四七年の調査によれば男隱居者一萬七千七十三人。女隱居者一萬七千六百七十四人。合計四萬四千七百四十七人あり

Thüringische Staaten; Schwarzburg-Sondershausen; Reuss jüngerer Linie; Sachsen-Meiningen; Sachsen-Coburg; Provinz Sachsen; Westphalen; Münsterlande; Königreich Bayern, (Oberbayern, Miederbayern, Oberpfalz, Oberfranken, Mittelfranken, Unterfranken); Königreich Wurttemberg (Obersechwaben); Hessische Odenwalde; Nassau; Sickingen; Provinz Brandenburg; Altmark (Osterurg); Schlesien; Ostpreussen; Lüthauen; Masuren; Westpreussen; Prouinz Posen. (以下略す)墺太利の或地方

瑞西(カントンツユーリヒ)

以上略說する所を以て獨逸農民の隱居制度は其起源を『グルントヘルシアフト』に發し之を召起したる必要は主として領主の利益を保護するにあり、而して、惣領法ありて領主の利益の既に保護せられある所隱居の制は行はるゝこと少く、然る所は穗積博士說の勞力維持が殆んど唯一の原因にして而して如此場合に於ては英國を極端なる例として、よし其程ならずとも農民の利益は著しく害せられたるの實あることを粗ぼ明白にし得たりと信ず。